

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例(平成19年12月19日京都市条例第30号)(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)

次のとおり、京都市ふしみ学園いたはし分園及び京都市やましな学園だいが分園について、必要な措置を講じることとしました。

1 実施する事業及び利用資格の変更

(1) 実施する事業の変更

改正前	改正後
知的障害者授産施設(18歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設)としての事業	就労移行支援(就労を希望する障害者につき、一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること)を行う事業

(2) 利用資格の変更

改正前	改正後
<p>(1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費(障害福祉サービスのうち居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を受けた場合に給付する費用)を支給する旨の決定を受けた知的障害者</p> <p>(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号に掲げる措置(やむを得ない事由により介護給付費、訓練等給付費等の支給を受けることが著しく困難な者に対する支援)が必要であると認められる者</p>	<p>(1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による訓練等給付費(障害福祉サービスのうち自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の支援を受けた場合に給付する費用)を支給する旨の決定を受けた同法第4条第1項に規定する障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、18歳以上である者)</p> <p>(2) 左欄の(2)に同じ。</p>

2 名称及び入所定数の変更

(1) 京都市ふしみ学園いたはし分園

区 分	改 正 前	改 正 後
名 称	京都市ふしみ学園いたはし分園	京都市いたはし学園
入 所 定 数	19人	20人

(2) 京都市やましな学園だいが分園

区 分	改 正 前	改 正 後
名 称	京都市やましな学園だいが分園	京都市だいが学園
入 所 定 数	19人	20人

この条例は、平成20年1月1日から施行することとしました。

なお、利用に係る料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第30号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第2条第1項各号列記以外の部分中「施設」を「別表1に掲げる施設」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

別表2に掲げる施設のうち京都市桂授産園にあっては次の事業、その他の施設にあっては第1号及び第3号に掲げる事業を行う。

第3条第2項第1号中「、同条第2項各号」を「同条第2項各号、別表2に掲げる施設のうち京都市桂授産園以外の施設にあっては同項第1号及び第3号」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「施設」を「別表1に掲げる施設」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、京都市桂授産園」を「別表2に掲げる施設」に改める。

別表第1京都市桂授産園の項を削り、同表を同表1とし、同表に次のように加える。

2

名 称	位 置	入所定数
京 都 市 桂 授 産 園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	人 30
京都市いたはし学園	京都市伏見区西大黒町1035番地の 23	20

京都市だいがく学園	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	20
-----------	-----------------	----

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市いたはし学園及び京都市だいがく学園の利用に係る料金の承認の申請その他これらの施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)